

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 使用者の不当労働行為 ④

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

使用者の不当労働行為 ④

まとめ

1. 不当労働行為は、「不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入」の三形態ですから、労組対応はシンプルに捉えること。

「不利益取り扱い」と指摘される隙を与えないこと。

- 組合員だからと言って「不利な扱いをしないこと。
- 同じく、有利になるような扱いもしないこと。
- 組合員のいる場所で労働組合に関係する話はしないこと。
- 就業規則等会社のルールに則った正しい（厳格な）労務管理を行うこと。
- 経営者はもちろん、管理職、職員組合員は、上記をわきまえ行動すること。

2. 団体交渉拒否について

団交拒否とは、正当な理由がないのに労組からの交渉申し入れを拒否及び無視したり、誠実に団交に応じないこと。

労組との話し合い（協議）を苦にしないこと。

- 正当な理由がない限りは団交テーブルにつくことを拒否しないこと。
- 立場が変われば見方も変わるという気持ちで、労組の要求に耳を傾け「どのような主張があるかを聞く」というスタンスを持とう。
- 会社は組合の要求に必ずしも応じなければならない義務やルールはない。
- 会社として可能な限り説明すべきことは説明し、誠実に組合の要求に応えよう。
- しかし結果的に組合の要求に対し「NO」となったのであれば、団交拒否にはならない。

3. 支配介入

労組の団結を弱めるため、組合結成や運営、組合員へ脱退干渉などを行うこと。

労組は会社とは別組織「会社は会社・組合は組合と割切ること」

- 会社と労組は別ものと割り切ること。
- 経営の三権（人事権・施設所有権・業務命令権）をルールに基づき実践すること。
- 理性と感情の区別を図ること。
- 労働組合を話題にしないこと。
- 経営者・役員・管理職は、労務管理のあり方を徹底して学習すること。

使用者の不当労働行為 (PDF版)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

>>一覧へ戻る

▷ キーワード検索はこちら

▷ サイトマップ ▷ このサイトについて ▷ 個人情報保護の取組みについて

▷ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
[ワーカーズ・ライブラリー]

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.